3

(一) 特別法人事業譲与税の創設

特別法人事業譲与税は、特別法人事業税の収入額に相当する額とし、都道府県に対して譲与するものとした。（第二九条関係）

(二) 毎年度の譲与額

(1) 毎年度、各都道府県に対して譲与する特別法人事業譲与税の額は、基準特別法人事業譲与税額（当該年度において財源超過団体がある場合には、次に掲げる都道府県の区分に応じ、次に定める額とする。）とした。（第三〇条関係）

イ　財源超過団体　当該財源超過団体に係る基準特別法人事業譲与税額から当該基準特別法人事業譲与税額の一〇〇分の七五に相当する額（当該額が当該財源超過団体に係る財源超過額を超える場合には、当該財源超過額とする。）を控除した額

ロ　財源不足団体　当該財源不足団体に係る基準特別法人事業譲与税額に財源超過団体におけるイに規定する控除した額の合算額を各財源不足団体の人口で按分した額を加えた額

(2) 基準特別法人事業譲与税額の定義について、当該年度において譲与すべき特別法人事業譲与税の総額に相当する額を各都道府県の人口で按分した額とした。（第三〇条関係）

(三) 譲与時期及び各譲与時期の譲与額

(1) 特別法人事業譲与税は、毎年度、五月、八月、一一月及び二月に、それぞれ、五月にあっては二月から四月までの間に収納した特別法人事業税の収入額に相当する額、八月にあっては五月から七月までの間に収納した同税の収入額に相当する額、一一月にあっては八月から一〇月までの間に収納した同税の収入額に相当する額、二月にあっては一一月から翌年の一月までの間に収納した同税の収入額に相当する額を譲与するものとした。（第三一条関係）

(2) 各譲与時期に各都道府県に対して譲与する特別法人事業譲与税の額は、基準各譲与時期特別法人事業譲与税額（当該年度において財源超過団体がある場合には、次に掲げる都道府県の区分に応じ、次に定める額とする。）とするものとした。（第三一条関係）

イ　財源超過団体　次に掲げる譲与時期の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(イ) 五月　基準各譲与時期特別法人事業譲与税額

(ロ) 八月　基準各譲与時期特別法人事業譲与税額から五月の譲与時期に係る譲与制限額の三分の一に相当する額及び八月の譲与時期に係る譲与制限額の合算額を控除した額

(ハ) 一一月　基準各譲与時期特別法人事業譲与税額から五月の譲与時期に係る譲与制限額の三分の一に相当する額及び一一月の譲与時期に係る譲与制限額の合算額を控除した額

(ニ) 二月　基準各譲与時期特別法人事業譲与税額から五月の譲与時期に係る譲与制限額の三分の一に相当する額及び二月の譲与時期に係る譲与制限額の合算額を控除した額

ロ　財源不足団体

(イ) 五月　基準各譲与時期特別法人事業譲与税額

(ロ) 八月、一一月及び二月　基準各譲与時期特別法人事業譲与税額に各譲与時期においてイにより財源超過団体に対して譲与する額から控除した額の合算額を各財源不足団体の人口で按分した額を加えた額

(3) 基準各譲与時期特別法人事業譲与税額の定義について、各譲与時期に譲与すべき特別法人事業譲与税の額を各都道府県の人口で按分した額とした。（第三一条関係）

(四) 地方財政審議会の意見の聴取

総務大臣は、この法律に関する総務省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は都道府県に対して譲与すべき特別法人事業譲与税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならないものとした。（第三三条関係）

(五) 使途

国は、特別法人事業譲与税の譲与に当たっては、その使途について条件を付け、又は制限してはならないものとした。（第三四条関係）

4

旧地方法人特別税の収入額に関する経過措置

平成三二年二月以後に都道府県から国に払い込まれた旧地方法人特別税の収入額は、特別法人事業税の収入額とみなすものとした。（附則第五条関係）

5

検討

政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとした。（附則第九条関係）

6

地方財政法の一部改正関係

当分の間、地方財政法第五条の規定にかかわらず、各年度において都道府県にこの法律及び地方税法の改正の施行等による減収額がある場合における当該減収額を埋めるための地方債の特例措置を講ずることとした。（第三三条の五の一〇関係）

7

地方交付税法の一部改正関係

特別法人事業譲与税の収入見込額の一〇〇分の七五の額を基準財政収入額に加算することとした。（第一四条関係）

8

施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成三一年一〇月一日から施行することとした。

◇地方交付税法等の一部を改正する法律（法律第五号）（総務省）

一　地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正関係

1　地方交付税の総額の特例等（地方交付税法附則第四条及び第四条の二並びに特別会計に関する法律附則第四条及び第九条関係）

平成三一年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額に、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額一、一七二億円及び平成三一年度における法定加算額のうち二、四六一億円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金償還額五、〇〇〇億円、同特別会計借入金利子支払額七九二億円、平成二〇年度分の地方交付税の総額を確保するため総額の特例として加算した額に相当する額を平成三一年度から平成三八年度までの各年度における地方交付税の総額から減額することとしている額八二七億三、六五〇万円、平成二一年度分の地方交付税の総額を確保するため総額の特例として加算した額に相当する額を平成三一年度から平成四二年度までの各年度における地方交付税の総額から減額することとしている額九八三億八、二五〇万円及び平成二八年度分の地方交付税の総額を確保するため総額の特例として加算した額に相当する額を平成三一年度から平成三三年度までの各年度における地方交付税の総額から減額することとしている額五四三億六、五四〇万円を控除した額とすることとした。

2　基準財政需要額の算定方法の改正（地方交付税法第一二条、第一三条、附則第六条の二及び別表関係）

(一) 当分の間の措置として、「地域の元気創造事業費」及び「人口減少等特別対策事業費」において、まち・ひと・しごと創生に要する経費の財源を措置することとした。

(二) 子ども・子育て支援施策、児童虐待防止、障害者の自立支援、介護保険料の低所得者軽減強化、少子・高齢社会に対応した地域福祉施策等に要する経費の財源を充実することとした。

(三) 特別支援教育の充実、私学助成の充実、冷房設備の光熱水費その他の公立小中学校の運営等に要する経費の財源を措置することとした。

(四) 森林環境譲与税を活用して実施する森林整備等に要する経費の財源を措置することとした。